

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年2月27日(2020.2.27)

【公表番号】特表2017-533772(P2017-533772A)

【公表日】平成29年11月16日(2017.11.16)

【年通号数】公開・登録公報2017-044

【出願番号】特願2017-525377(P2017-525377)

【国際特許分類】

A 47B 88/40 (2017.01)

A 47B 88/497 (2017.01)

E 05F 1/00 (2006.01)

E 05F 1/16 (2006.01)

E 05F 3/18 (2006.01)

【F I】

A 47B 88/04 E

A 47B 88/04 C

E 05F 1/00 A

E 05F 1/16 B

E 05F 3/18

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年1月15日(2020.1.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

相互に連結された、反対の極性を有し、鋼のプレート(6)、または、相補的な形状の環状部材(106)の内側で摺動可能で、軸方向に作用する、第1及び第2の部分(4a、4b、104a、104b)を備える、直径方向に分極した磁石によって構成され、鋼で作られ、断面において多角形であり、装置の弹性的に圧縮可能な減衰素子(7、107)と対照をなす、胴部(4、104)を有するピン(2、102)を備えるスライディングドアの戸または引き出しのための減衰または戻り装置(1、101)であって、

前記ピン(2、102)の前記胴部(4、104)は、直径方向に分極され、そして、それゆえ、磁気の観点から、一緒に連結され、相互に同一で、断面において多角形で、反対の極性を有する第1の半分の胴部(4a、104a)及び第2の半分の胴部(4b、104b)に分けられ、前記第1の半分の胴部(4a、104a)はN極を有し、前記第2の半分の胴部(4b、104b)はS極を有することを特徴とする装置。

【請求項2】

前記ピン(2)は、横の断面がH字型で、平面視において多角形である、第1のヘッド(3)を有し、直径方向に分極され、実質的に正方形または長方形である、前記胴部(4)は、軸方向にV字型または丸まった先端部(5)を前記第1のヘッド(3)から突き出す、ことを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記ピン(102)は、横の断面がH字型で、平面視において多角形である、第1のヘッド(103)を有し、直径方向に分極され、実質的に円型である、前記胴部(104)は、軸方向にV字型または丸まった先端部(105)を前記第1のヘッド(103)から

突き出す、ことを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 4】

前記胴部 (4、104) は、前記プレート (6) の内側または前記環状部材 (106) の内側に突き抜け、そして接触しないため滑り摩擦なしで、それによって軸方向の配置が維持されるように構成されることを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 5】

前記鋼のプレート (6) は前記装置が稼働されたとき、前記半分の胴部 4a 及び前記半分の胴部 4b と、接触せずに、面して配置された第 1 の羽根 (6a) と第 2 の羽根 (6b) を画定するように断面において C 字型であり、前記第 1 の羽根と前記第 2 の羽根 (6a、6b) は、滑り摩擦なしに自由に滑ることができる前記ピン (2) の前記胴部 (4) と接触せずに、それらの間で適合するようである大きさと 負荷 を有し、前記プレート (6) は、第 1 の羽根及び第 2 の羽根 (6a、6b) と接続する基礎部 (6c) を有することを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 6】

前記直径方向に分極されたピン (2、102) の前記胴部 (4、104) は、前記プレート (6) のまたは前記環状部材 (106) の内側、または前記プレート (6) または前記環状部材 (106) の外側に配置された、バネによって構成された前記減衰素子 (7、107) と対照に動くことを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 7】

前記プレート (6) の長さより短い長さの前記減衰素子 (7、107) は、第 1 の羽根及び第 2 の羽根 (6a、6b) の間、または前記環状部材 (106) の軸方向で内側に配置されることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 8】

前記ピン (2、102) の先端部 (5、105) の方向に移動される前記減衰素子 (7、107) の端部 (8、108) において、第 1 の羽根及び第 2 の羽根 (6a、6b) の間、または、前記環状部材 (106) の軸方向を滑ることができる挿入部 (10、110) の相補的な形状の胴部 (9、109) は、軸方向に挿入され、前記挿入部 (10、110) は、前記ピン (2、102) の先端部 (5、105) と相補的な形状である第 2 のヘッド (11、111) を有することを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 9】

前記減衰素子 (107) は、前記ピン (102) の第 1 のヘッド (103) と次に結合し、半径方向に突き出ている、第 1 の付属品 (112) と結合し、適切な角度で突き出しており、前記減衰素子 (107) は、実質的に、前記胴部 (104) の自由終端 (105) の方向で前記胴部 (104) と平行に配置され、前記減衰素子 (107) の自由終端 (108) は、前記環状部材 (106) から半径方向に突き出ている第 2 の付属品 (113) と隣接して相互作用することを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載の装置。

【請求項 10】

前記環状部材 (106) は、家具のフレーム (115) に関して、その滑らせるための通常の及び従来のレールを有するタイプの引き出し (114) の外側の横の表面 (116) の少なくとも 1 つと結合し、前記環状部材 (106) は、前記横の表面 (116) へ孔のあいた羽根 (118a、118b) においてねじによって固定された (オメガ) のような形状の第 1 のブラケット (117) を手段として外側の横の表面 (116) の少なくとも 1 つと結合し、前記ピン (102) は、前記ピン (102) の前記ヘッド (103) と相補的な形状の連結する手段を提供する第 2 のブラケット (121) を手段として、前記環状部材 (106) と軸方向の配置においてそれを持ってくるような高さにおいて、前記フレーム (115) の底部 (119) と平行に配置されることを特徴とする請求項 1 乃至 9 のいずれか 1 項に記載の装置。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0041

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0041】

第1の羽根と第2の羽根6a、6bは、それゆえ、そのような滑り摩擦がなく自由に滑ることができるピン2の胴部4と、接触することなく、それらの間で適合するような、大きさと負荷を有する。